

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則の一部改正について

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則（令和2年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第7条」を「から第7条の2まで」に改め、同条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

別表第1中「熊本市日本語指導支援員」を「日本語指導支援員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）が改正され、会計年度任用職員の勤勉手当について規定されたことに伴い、所

要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 27 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 8 号に基づき、議決を求めるものである。

改正後（案）	現行	備考																																																																																													
<p>（教育委員会が給与を定める会計年度任用職員及びその給与）</p> <p>第2条 条例第19条の特に必要と認める会計年度任用職員は、別表第1及び別表第2に掲げる職員とする。</p> <p>2 別表第1に掲げる職員の給与については、条例第2条、第6条から第7条の2まで、第9条から第18条まで、第20条及び第21条の規定を適用する。</p> <p>3 別表第2に掲げる職員の給与については、条例第2条（期末手当及び勤労手当を除く。）、第6条、第9条から第16条まで、第18条、第20条及び第21条の規定を適用する。</p> <p>4～6 【略】</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th style="text-align: center;">区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>学力向上支援員</td></tr> <tr><td>非常勤講師</td></tr> <tr><td>スクールカウンセラー</td></tr> <tr><td>スクールソーシャルワーカー</td></tr> <tr><td>心のサポート相談員</td></tr> <tr><td>熊本市立中学校部活動指導員</td></tr> <tr><td>授業力向上教科等支援会計年度任用職員</td></tr> <tr><td>児童育成クラブ主任支援会計年度任用職員</td></tr> <tr><td>児童育成クラブ支援会計年度任用職員</td></tr> <tr><td>児童育成クラブ補助支援会計年度任用職員</td></tr> <tr><td>児童育成クラブ特別加配専門支援会計年度任用職員</td></tr> <tr><td>日本語指導支援員</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th style="text-align: center;">区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>外国語指導助手</td></tr> <tr><td>日本語指導協力員</td></tr> </tbody> </table>	区分	学力向上支援員	非常勤講師	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー	心のサポート相談員	熊本市立中学校部活動指導員	授業力向上教科等支援会計年度任用職員	児童育成クラブ主任支援会計年度任用職員	児童育成クラブ支援会計年度任用職員	児童育成クラブ補助支援会計年度任用職員	児童育成クラブ特別加配専門支援会計年度任用職員	日本語指導支援員	区分	外国語指導助手	日本語指導協力員	<p>（教育委員会が給与を定める会計年度任用職員及びその給与）</p> <p>【略】</p> <p>2 別表第1に掲げる職員の給与については、条例第2条、第6条、第7条、第9条から第18条まで、第20条及び第21条の規定を適用する。</p> <p>3 別表第2に掲げる職員の給与については、条例第2条（期末手当を除く。）、第6条、第9条から第16条まで、第18条、第20条及び第21条の規定を適用する。</p> <p>【略】</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th style="text-align: center;">区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>学力向上支援員</td></tr> <tr><td>非常勤講師</td></tr> <tr><td>スクールカウンセラー</td></tr> <tr><td>スクールソーシャルワーカー</td></tr> <tr><td>心のサポート相談員</td></tr> <tr><td>熊本市立中学校部活動指導員</td></tr> <tr><td>授業力向上教科等支援会計年度任用職員</td></tr> <tr><td>児童育成クラブ主任支援会計年度任用職員</td></tr> <tr><td>児童育成クラブ支援会計年度任用職員</td></tr> <tr><td>児童育成クラブ補助支援会計年度任用職員</td></tr> <tr><td>児童育成クラブ特別加配専門支援会計年度任用職員</td></tr> <tr><td>熊本市日本語指導支援員</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 文言整備（職名の平仄を揃える。）</p> <p>【略】</p>	区分	学力向上支援員	非常勤講師	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー	心のサポート相談員	熊本市立中学校部活動指導員	授業力向上教科等支援会計年度任用職員	児童育成クラブ主任支援会計年度任用職員	児童育成クラブ支援会計年度任用職員	児童育成クラブ補助支援会計年度任用職員	児童育成クラブ特別加配専門支援会計年度任用職員	熊本市日本語指導支援員	<p>○ 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（会計年度任用職員の給与の種類）</p> <p>第2条 会計年度任用職員の給与は、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤労手当とし、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当及び勤労手当とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th style="text-align: center;">条例の条名</th><th style="text-align: center;">見出し（内容）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第6条</td><td>フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等</td></tr> <tr><td>第7条</td><td>フルタイム会計年度任用職員の期末手当</td></tr> <tr><td>第9条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬</td></tr> <tr><td>第10条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬</td></tr> <tr><td>第11条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬</td></tr> <tr><td>第12条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬</td></tr> <tr><td>第13条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬</td></tr> <tr><td>第14条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給等</td></tr> <tr><td>第15条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額</td></tr> <tr><td>第16条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額</td></tr> <tr><td>第17条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の期末手当</td></tr> <tr><td>第17条の2</td><td>パートタイム会計年度任用職員の勤労手当</td></tr> <tr><td>第18条</td><td>退職者の給与</td></tr> <tr><td>第20条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償</td></tr> <tr><td>第21条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償</td></tr> <tr><td>第7条の2</td><td>フルタイム会計年度任用職員の勤労手当</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr><th style="text-align: center;">条例の条名</th><th style="text-align: center;">見出し（内容）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>第6条</td><td>フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等</td></tr> <tr><td>第9条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬</td></tr> <tr><td>第10条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬</td></tr> <tr><td>第11条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬</td></tr> <tr><td>第12条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬</td></tr> <tr><td>第13条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬</td></tr> <tr><td>第14条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給等</td></tr> <tr><td>第15条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額</td></tr> <tr><td>第16条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額</td></tr> <tr><td>第18条</td><td>退職者の給与</td></tr> <tr><td>第20条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償</td></tr> <tr><td>第21条</td><td>パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償</td></tr> <tr><td>第7条の2</td><td>フルタイム会計年度任用職員の勤労手当</td></tr> <tr><td>第17条の2</td><td>パートタイム会計年度任用職員の勤労手当</td></tr> </tbody> </table>	条例の条名	見出し（内容）	第6条	フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等	第7条	フルタイム会計年度任用職員の期末手当	第9条	パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬	第10条	パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬	第11条	パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬	第12条	パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬	第13条	パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬	第14条	パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給等	第15条	パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額	第16条	パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額	第17条	パートタイム会計年度任用職員の期末手当	第17条の2	パートタイム会計年度任用職員の勤労手当	第18条	退職者の給与	第20条	パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償	第21条	パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償	第7条の2	フルタイム会計年度任用職員の勤労手当	条例の条名	見出し（内容）	第6条	フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等	第9条	パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬	第10条	パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬	第11条	パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬	第12条	パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬	第13条	パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬	第14条	パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給等	第15条	パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額	第16条	パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額	第18条	退職者の給与	第20条	パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償	第21条	パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償	第7条の2	フルタイム会計年度任用職員の勤労手当	第17条の2	パートタイム会計年度任用職員の勤労手当
区分																																																																																															
学力向上支援員																																																																																															
非常勤講師																																																																																															
スクールカウンセラー																																																																																															
スクールソーシャルワーカー																																																																																															
心のサポート相談員																																																																																															
熊本市立中学校部活動指導員																																																																																															
授業力向上教科等支援会計年度任用職員																																																																																															
児童育成クラブ主任支援会計年度任用職員																																																																																															
児童育成クラブ支援会計年度任用職員																																																																																															
児童育成クラブ補助支援会計年度任用職員																																																																																															
児童育成クラブ特別加配専門支援会計年度任用職員																																																																																															
日本語指導支援員																																																																																															
区分																																																																																															
外国語指導助手																																																																																															
日本語指導協力員																																																																																															
区分																																																																																															
学力向上支援員																																																																																															
非常勤講師																																																																																															
スクールカウンセラー																																																																																															
スクールソーシャルワーカー																																																																																															
心のサポート相談員																																																																																															
熊本市立中学校部活動指導員																																																																																															
授業力向上教科等支援会計年度任用職員																																																																																															
児童育成クラブ主任支援会計年度任用職員																																																																																															
児童育成クラブ支援会計年度任用職員																																																																																															
児童育成クラブ補助支援会計年度任用職員																																																																																															
児童育成クラブ特別加配専門支援会計年度任用職員																																																																																															
熊本市日本語指導支援員																																																																																															
条例の条名	見出し（内容）																																																																																														
第6条	フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等																																																																																														
第7条	フルタイム会計年度任用職員の期末手当																																																																																														
第9条	パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬																																																																																														
第10条	パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬																																																																																														
第11条	パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬																																																																																														
第12条	パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬																																																																																														
第13条	パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬																																																																																														
第14条	パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給等																																																																																														
第15条	パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額																																																																																														
第16条	パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額																																																																																														
第17条	パートタイム会計年度任用職員の期末手当																																																																																														
第17条の2	パートタイム会計年度任用職員の勤労手当																																																																																														
第18条	退職者の給与																																																																																														
第20条	パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償																																																																																														
第21条	パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償																																																																																														
第7条の2	フルタイム会計年度任用職員の勤労手当																																																																																														
条例の条名	見出し（内容）																																																																																														
第6条	フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等																																																																																														
第9条	パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬																																																																																														
第10条	パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬																																																																																														
第11条	パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬																																																																																														
第12条	パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬																																																																																														
第13条	パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬																																																																																														
第14条	パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給等																																																																																														
第15条	パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額																																																																																														
第16条	パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額																																																																																														
第18条	退職者の給与																																																																																														
第20条	パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償																																																																																														
第21条	パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償																																																																																														
第7条の2	フルタイム会計年度任用職員の勤労手当																																																																																														
第17条の2	パートタイム会計年度任用職員の勤労手当																																																																																														
		<p>※ 別表第1に掲げる職員は、賞与（期末手当・勤労手当）の支給対象であるため、勤労手当を支給する旨の文言を追加する。</p> <p>※ 別表第1に掲げる職員に条例第7条の2が適用されるもの（フルタイム会計年度任用職員）がないため、たとえ第2条第2項において規定の引用がなかったとしても、支給漏れとなることはない。</p> <p>※ 別表第2に掲げる職員は賞与（期末手当・勤労手当）支給対象外であるため、勤労手当を支給しない旨の文言を追加する。</p> <p>※ 条例第7条の2及び第17条の2の規定は、規則第2条第3項に規定されていないため、たとえ同項において「及び勤労手当」の文言がなかったとしても、別表第2に掲げる職員に勤労手当が支給されることはない。</p>																																																																																													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。